省　令

○文部科学省令第十七号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三条及び第百四十二条の規定に基づき、学校教育法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年七月十五日

文部科学大臣　川端　達夫

学校教育法施行規則等の一部を改正する省令

（学校教育法施行規則の一部改正）

第一条　学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第百五十六条中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四　国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和五十一年法律第七十二号）第一条第二項に規定する千九百七十二年十二月十一日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（第百六十二条において「国際連合大学」という。）の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者

第百六十二条中「限る。）」の下に「及び国際連合大学の課程に在学した者」を加える。

（大学院設置基準の一部改正）

第二条　大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第十五条中「「六十単位」とあるのは「十単位」と」の下に「同条第二項中「及び外国の」とあるのは「、外国の」と、「当該教育課程における授業科目を我が国において」とあるのは「当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合及び国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和五十一年法律第七十二号）第一条第二項に規定する千九百七十二年十二月十一日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（第百六十二条において「国際連合大学」という。）の課程において履修する場合」と」を加え、「同項中」及び「同条中」を削る。

（専門職大学院設置基準の一部改正）

第三条　専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）の一部を次のように改正する。

第十三条第二項中「及び外国の」を「、外国の」に改め、「当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合」の下に「及び国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和五十一年法律第七十二号）第一条第二項に規定する千九百七十二年十二月十一日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（第二十七条第二項において「国際連合大学」という。）の教育課程における授業科目を履修する場合」を加え、第二十一条第二項及び第二十七条第二項中「及び外国の」を「、外国の」に改め、「当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合」の下に「及び国際連合大学の教育課程における授業科目を履修する場合」を加える。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告　示

○金融庁告示第八十号

アシュアド・ギャランティ・ミュニシパル・コーポより保険業法（平成七年法律第百五号）第二百九条第二号の規定による届出（同法第百八十七条第一項第二号に定める日本における代表者の氏名及び住所の変更）があったので、同法第百八十九条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年七月十五日

金融庁長官　三國谷勝範

日本における代表者の氏名及び住所

植松　基眞

東京都品川区上大崎一丁目八番八号

○金融庁告示第八十一号

ジェネラル・リインシュアランス・ヘイジイより、保険業法（平成七年法律第百五号）第二百九条第二号の規定による届出（同法第百八十七条第一項第一号に定める外国保険会社等の商号の変更）があったので、同法第百八十九条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年七月十五日

金融庁長官　三國谷勝範

外国保険会社等の商号

ジェネラル・リインシュアランス・エイジイ

（旧　商号　ケルニッシュ・ルックヴェルシシェルングス・ゲゼルシャフト・エイジイ）

○法務省告示第三百六十五号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

平成二十二年七月十五日

法務大臣　千葉　景子

住所　愛知県小牧市大字二重堀687番地

賀美春　昭和41年5月29日生

住所　東京都世田谷区宇奈根2丁目6番8号

エモシ・カウヘンガ　昭和56年4月27日生

住所　横浜市瀬谷区阿久和南4丁目8番地1

ルウ・ミ・フゥン　昭和45年1月17日生

住所　東京都板橋区大山東町3番3号

袁珮倫　昭和51年8月16日生

住所　大阪府枚方市牧野下島町1番30―402号

于麗芳　昭和49年6月20日生

住所　東京都昭島市郷地町3丁目7番11―503号

張怡婷　昭和55年1月15日生

住所　東京都西東京市田無町7丁目17番3―110号

張雅婷　昭和50年6月20日生

張翊　平成11年4月7日生

住所　東京都新宿区百人町2丁目21番7号

洪偉哲　昭和59年3月3日生

住所　兵庫県西宮市甲子園口北町4番21―503号

魏克成　昭和55年10月15日生

住所　東京都台東区寿1丁目17番9号

黄朝紅　昭和46年9月13日生

住所　大阪市西淀川区花川2丁目20番21―301号

張衛宏　昭和54年2月28日生

住所　大阪市都島区善源寺町2丁目2番7―843号

庄震　昭和50年2月12日生

住所　大阪市阿倍野区旭町2丁目2番4―1302号

斉静宇　昭和49年12月12日生

住所　福島県南会津郡南会津町小野島字石原444番地1

李祚鵬　平成元年8月12日生

住所　横浜市戸塚区俣野町1403番地

曾東兵　昭和44年7月8日生

住所　横浜市神奈川区青木町1番地10

曲延淼　昭和49年7月15日生

住所　堺市堺区大浜南町2丁3番1―1211号

張鵬　昭和51年8月26日生

住所　東京都江戸川区東小岩3丁目21番6―205号

陳宇瑩　昭和54年4月10日生

住所　東京都立川市幸町4丁目52番地1

池英順　昭和52年7月2日生

住所　青森県下北郡東通村大字尻労字尻労13番地

李丹丹　昭和57年2月17日生

住所　相模原市緑区橋本5丁目28番17号

尹兼明　昭和54年3月8日生

住所　東京都荒川区荒川6丁目3番13―601号

姜勇茂　昭和52年5月27日生

住所　東京都江東区森下1丁目4番2号

劉洋　昭和56年10月15日生

住所　京都市下京区岩上通四条下る佐竹町392番地1

陸珊　昭和55年12月15日生

住所　東京都杉並区清水2丁目8番8号

朴哲男　昭和49年4月18日生

住所　東京都豊島区池袋4丁目12番18号

許静宜　平成4年9月17日生

住所　兵庫県加東市沢部709番地2

孫楊　昭和53年9月7日生

住所　堺市堺区南旅篭町東1丁2番1号

吳艷傑　昭和51年5月1日生

吳迪　平成17年10月26日生

住所　東京都国分寺市南町3丁目24番5号

于媚　昭和49年1月12日生

住所　群馬県高崎市柴町13番13号

藏盛良　昭和53年7月20日生

住所　札幌市中央区宮の森2条2丁目4番11―506号

曺俊昭　昭和52年10月22日生

住所　岡山市南区築港栄町7番21号

李柏楊　昭和47年4月11日生

住所　埼玉県川越市大字砂752番地4

宗華　昭和51年3月5日生

住所　埼玉県北埼玉郡北川辺町大字栄2550番地14

李岩　昭和55年7月9日生

住所　千葉県船橋市高根台2丁目1番2―301号

劉英順　昭和46年9月26日生

住所　埼玉県川口市川口4丁目2番41―703号

劉羽　昭和53年2月28日生

任美英　昭和54年5月31日生

住所　千葉県市川市田尻5丁目21番32―302号

盧傑　昭和54年5月29日生

住所　名古屋市緑区有松南404番地

崔花　昭和57年2月10日生

住所　神奈川県藤沢市大鋸3丁目2番25号

文明金　昭和55年7月30日生